

# 事業主のみなさんへ

機会均等推進責任者  
短時間雇用管理者  
職業家庭両立推進者

を選任されていますか？  
の変更はありませんか？

静岡労働局雇用均等室では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等に基づいた、雇用管理の実現を図るため、人事労務担当者の方を標記の責任者等にご選任いただくようお願いしています。

ご選任いただいた方には、関係法令の改正や雇用管理に関する情報、当室が実施するセミナーのご案内等の提供を行っています。

	機会均等推進責任者	短時間雇用管理者 (パートタイム労働法第9条)	職業家庭両立推進者 (育児・介護休業法第29条)
選任対象	事業所の人事労務管理の方針の決定に携わる方	常時10人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに事業主の人事労務管理の方針の決定に携わる方	企業の人事労務管理の方針決定に携わる方 (企業単位で選任)
主な職務	・男女雇用機会均等法に沿った雇用管理の実施 ・女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進	・パートタイム労働指針に沿った雇用管理の実施 ・労働条件等に関するパートタイム労働者からの相談対応	・育児・介護休業法に沿った雇用管理の実施 ・その他仕事と家庭の両立を図るための取組の企画・実施

## 選任・変更届

平成 年 月 日

静岡労働局長 殿

事業所名

本社・支社

所在地

(をつけて下さい)

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数

女 人 男 人

(うち短時間労働者数

女 人 男 人)

この度、当事業所では、下記の者を( 選任・変更 )しましたので報告します。

(該当するものにご記入ください)

	機会均等推進責任者	短時間雇用管理者	職業家庭両立推進者
部署 役職			
氏名			
TEL			

～お問い合わせ・選任届送付先～

**(静岡労働局 雇用均等室)**

所在地 〒420-8639

静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 5階

TEL 054-252-5310 FAX 054-252-8216